

勝山中学校PTAニュース

PTA平成24年2月22日
第7号
向日市立勝山中学校

平成24年2月18日、晴れときどき吹雪・・・この冬一番の寒さの中の授業参観はお疲れ様でした。そして、懇談会にも多くの保護者の皆様にご参加を頂きました。ありがとうございました。その後のPTA後期総会には、32名のPTA会員の皆様にご出席頂きました。委任状が342枚、総会の定足数を十分に満たして総会は成立し、無事に1～3号議案まで全てご承認を頂きました。ご協力ありがとうございました。

さて、総会にて承認されました「役員選出規定」をあらためて掲載いたしました。お手持ちの「勝山中学校PTA会則」にはさんで保管をお願いします。⇒

校訓を記した180cm×135cmの旗と勝山中学校生徒の合言葉「一生懸命はかっこいい！」の横断幕が総会の日が届き、皆様にお披露目をしました。書は前校長田村幸明先生の手によるものです。制作は、各部活動の応援旗を制作して頂いた卒業生の保護者にご協力を頂きました。「校歌」も額装して体育館に掲げます。校歌を書いて下さったのは平成18年度PTA会長森田祐子さんです。こちらも校歌に相応しい力強く誠実な筆致で仕上がりが楽しみです。費用はPTA特別会計より支出し、PTAから学校に贈呈いたします。

3月13日の卒業記念講演会の前に、10時40分より校歌額の除幕式と旗、横断幕のお披露目をいたします。



役職	氏名	学級
会長	平井 真奈美	1-7
副会長	久保 一美	2-6
副会長	西本 普美	2-6
庶務	岩井 規子	2-4
庶務	右京 千佳世	2-7
庶務	日野 由美	2-5
会計	城戸 久美子	1-3
会計監査	片岡 美保子	1-2

平成24年度本部役員に信任された皆さんです。よろしくお願ひします。

一生懸命はかっこいい

向日市立勝山中学校

PTA会則にはさんで保管して下さい

PTA会則一部変更

(役員・監査委員の任期)

第11条

1. 役員・監査委員の任期は1ヶ年とする。但し、再任は妨げない。
2. 転校等、役員に欠員ができた場合、指名委員会がこれを補充し会員に公示する。

(役員・監査委員の選出)

第12条 役員・監査委員の選出は指名委員会の指名を受け、総会の承認を得て決定する。

選出規定は、これを別に定める。

役員選出規定変更

役員選出規定

本部役員・監査委員(いずれも教職員選出役員を除く)の選出は、この規定の定めによらなければならない。

本部役員・監査委員の選出

第1条 1.本部役員・監査委員は指名委員会の指名を受け総会の承認を得て決定される。

2.役員に欠員が生じたときは、指名委員会がこれを補充し会員に公示する。

第2条 指名委員は、学級委員会の各学年1名(3名)、地域委員会より2名、広報委員会より1名、保健文化委員会より1名、本部役員1名と教職員(教頭)1名をもって構成し、委員長1名、副委員長1名を互選し、委員会は委員長が召集する。

ただし、本部役員と教職員(教頭)は委員長を兼ねてはならない。

第3条 指名委員会は、本部役員・監査委員の選出にあたり、次の任務を果たす。

- 1.指名委員は、「本部役員等立候補届兼推薦書」を作成、配布し、その集計結果を参考にして、指名活動を行う。
- 2.指名委員は、総会の5日前までに、役種別に候補者の氏名、及びその生徒の学年・組を全会員に通知する。
- 3.指名委員は、本部役員・監査委員の候補者を指名し、総会において報告、承認された時点で任務を解かれる。
- 4.指名委員は、本部役員・監査委員には選出されない。

第4条 本部役員・監査委員に指名できる会員資格は、新年度会員であることとする。

第5条 本部役員・監査委員の選出は、他の委員選出より優先する。

第6条 この規定の改正は、「勝山中学校 PTA 会則」の第八章・第24条を適用する。

[附 則]

昭和57年3月8日より規定を施行する。

昭和63年3月5日規定一部改正

平成14年3月2日規定一部改正

平成19年2月17日規定一部改正

平成24年2月18日規定改正